

農地の売買・贈与・貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみみたい方
まずは、農業委員会へご相談下さい！

農地の売買・貸借・贈与などには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けていない行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買・貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは、農業委員会にお問い合わせ下さい。

☆ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。

- ① 申請農地を含め、所有している農地または借りている農地の全てを、申請者または世帯員が効率的に耕作すること（耕作利用要件）
- ② 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）※1
- ③ 申請者または世帯員が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ④ 申請農地周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※1 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人です。

農地所有適格法人以外の法人（一般企業等）は所有権取得をできず、利用権設定（貸借）しかできません。

農地所有適格法人は、事業年度（決算）終了後、3ヶ月以内に農業委員会へ報告書の提出が義務づけられています。提出後、事務局で全ての要件を満たしているかをチェックし、要件が1つでも欠いている場合は除外となります。

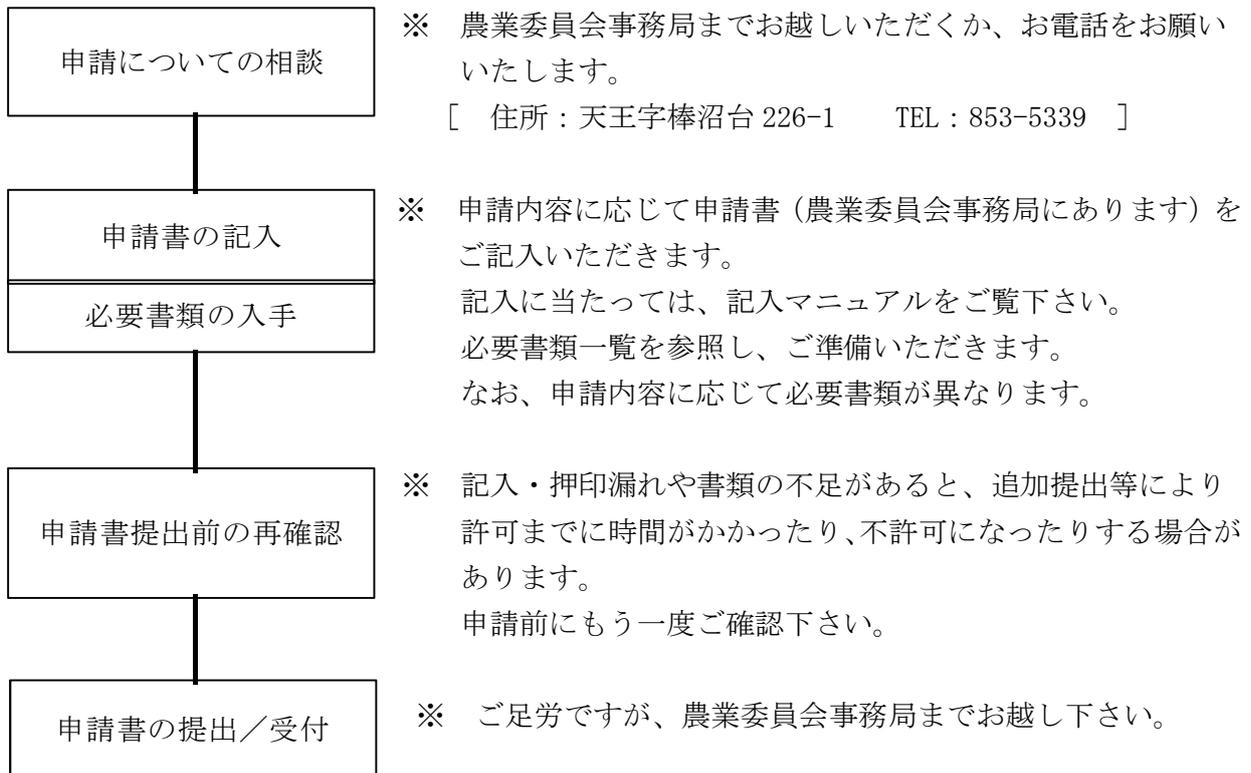
報告書が未提出だったり、虚偽の報告をした場合は罰則が科される場合があります。

☆ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では皆様からのご相談に対し、必要な手続きをご説明いたします。
- ・ 潟上市農業委員会では、申請書の受付から許可書交付までの事務の標準処理期間を28日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の流れ



農業委員会の流れ

